

マタニティ白衣貸出要綱

第1 目的

ふじのくに地域医療支援センターと浜松医科大学女性医師支援センターが協働事業として実施する「女性医師支援」の趣旨を踏まえ、妊娠中の女性医師にマタニティ白衣を貸し出すことにより、産前休暇を取得するまで仕事のモチベーションを保ちながら、快適に業務に携わることが可能となるようサポートすることを目的とする。

第2 貸出しマタニティ白衣の内容

- (1) 長袖白衣（S又はM）4枚
上記の中から2枚1セットで貸出し（同サイズ）

第3 貸出し窓口

浜松医科大学女性医師支援センターにおいて、貸出しを行う。

第4 貸出し対象者及び目的

貸出し対象者	貸出し目的
静岡県内の医療機関	産前休暇を取得するまで仕事のモチベーションを保ちながら、快適に業務に携わることが可能となるようサポートするため。

第5 貸出し・返却手続

- (1) 第2に規定する貸出しマタニティ白衣（以下「マタニティ白衣」という。）を借り受けようとする者は、あらかじめ「マタニティ白衣レンタル申込書」（様式第1号）を貸出し窓口に提出する。
- (2) 貸出し窓口では、前号により「マタニティ白衣レンタル申込書」（様式第1号）を受理した場合は、在庫の確認をし、貸出しが可能かどうか連絡する。
- (3) 貸出し方法は窓口で直接手渡し、若しくは郵送する。
- (4) 貸出しに当たって、貸付料は徴収しない。
- (5) 返却にあたってはクリーニングを済ませ、返却すること。郵送で返却する場合の郵送料は使用者の負担とする。

第6 貸出し管理

浜松医科大学女性医師支援センターは、「マタニティ白衣貸出使用簿」（様式第2号）により貸出し管理を行う。

第7 遵守事項

マタニティ白衣を破損又は紛失した場合には、速やかに貸出し窓口へ連絡し、その指示を受けること。使用者の責に帰すべきときは、使用者がその賠償の責を負うものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほかマタニティ白衣の貸出しについての必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。